# **第３編　災害廃棄物処理計画の見直し**

本計画は、災害発生時の実効性を常に確保する必要があるため、実際の災害や訓練等を通じて改善点を抽出し、以下に基づき、見直しを行うものとする。

**【見直しの時期】**

**１　上位計画等の変更**

国の法令や関連計画、長崎県地域防災計画等、上位計画等の変更により計画の見直しが必要となったとき。

**２　災害発生後の検証**

災害発生後、計画に基づく処理手順等を検証した結果、改善が必要となったとき。

**３　訓練等の実施**

災害廃棄物処理の手順を確認するための訓練の実施に伴い、改善点が確認されたとき。

**４　市町計画の策定**

市町災害廃棄物処理計画の策定に伴い、計画の見直しが必要となったとき。

**５　市町や民間関係団体等からの要望**

市町や民間関係団体等から本計画の改善について要望があったときで、かつ、見直しが必要と判断されたとき。

**６　その他**

上記事項のほか、見直しが必要となったとき。

長崎県災害廃棄物処理計画

平成３０年３月発行

編集・発行 長崎県環境部廃棄物対策課

〒850-8570　長崎市尾上町3番1号

電 話 （095）895-2373（直通）

ＦＡＸ （095）824-4781